

佐原広域交流拠点 P F I 事業基本協定書（案）

佐原広域交流拠点PFI事業 基本協定書（案）

佐原広域交流拠点PFI事業（以下「本事業」という。）に関して、国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と〔落札者の代表企業及び各構成員〕（以下「乙」という。）との間で、以下の通り基本協定（以下、「本協定」という）を締結する。

第1条（用語の定義）

本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において甲が提示した一切の条件をいう。
- 二「入札説明書」とは、本事業の入札に関し、甲が提示した入札説明書及びその添付書類をいう。
- 三「SPC」とは、本事業のみを遂行することを目的として設立される特別目的会社をいう。
- 四「代表企業」とは、乙を構成する企業が選定した、乙を代表する企業をいう。
- 五「協力会社」とは、本事業に関する各業務を乙とともにSPCから直接受託又は請負う企業をいう。
- 六「本提案」とは、乙が、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で提出した本事業の実施にかかる提案書類一式をいう。
- 七「事業契約」とは、本事業の実施に関し、甲とSPCとの間で締結される契約をいう。
- 八「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の事業期間をいう。

第2条（趣旨）

本協定は、本事業を対象とした一般競争入札による落札者である乙が本事業の実施に関する各業務を担う者として選定されたことを確認し、第5条の規定に基づき乙が本事業を実施するために今後設立するSPCをして、第7条の規定に基づき甲との間で事業契約を締結せしめ、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第3条（基本的合意）

- 1 甲及び乙は、乙が、本事業に関して甲が実施した一般競争入札により落札者となり、本事業の実施に関する各業務を担う者として選定されたことを確認する。
- 2 乙は、提示条件を遵守のうえ、甲に対し本提案を行ったものであることを確認する。

第4条（甲及び乙の義務）

- 1 甲及び乙は、第7条の規定に基づき甲とSPCが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 乙は、事業契約締結の協議に当たっては、甲の要望を尊重するものとする。

第5条（SPCの設立）

- 1 乙は、遅くとも事業契約締結日までに、本事業の遂行のみを目的とするSPCを設立するも

のとする。

- 2 S P Cは会社法（平成17年7月26日法律第86号）に定める株式会社とする。
- 3 S P Cの資本金は、本提案による金額以上とする。
- 4 S P Cの定款には、会社法第107条第1項第1号に基づく株式の譲渡制限を規定する。
- 5 S P Cは、創立総会又は株主総会において、取締役、監査役及び会計監査人（S P Cが会社法第328条第2項の会社に該当するか否かを問わない。）を選任するものとし、その選任後速やかにこれを甲に通知する。また、その後取締役、監査役及び会計監査人の改選がなされた場合も同様とする。
- 6 S P Cは、毎事業年度末から3ヶ月以内に、会社法の規定に従い、会計監査人による監査済みの当該事業年度の計算書類及び監査報告書の写しその他甲が合理的に要求する書類を甲に提出する。

第6条（S P Cの出資者）

- 1 乙は、第5条第1項に基づきS P Cを設立するにあたり、別紙1に乙の出資額として記載されている金額のS P Cの株式の引受けをし、また、別紙1記載のその他の出資者をして記載されている金額の出資をなさしめる。
- 2 乙は、S P Cの増資により第5条第3項の条件を満たすことを計画している場合、S P C設立時において、増資時における出資予定者及び代表企業をして、別紙2記載の様式の増資計画書を提出させるものとする。
- 3 乙は、S P C設立時及び増資時における各出資者をして、以下の各号に定める事項を誓約せしめ、また、別紙3記載の様式の誓約書を事業契約の締結と同時に提出せしめる。
 - 一 株主は、その株主構成に関し、その時々において乙によってS P Cの全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、乙以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とはならないことを条件とするものとし、かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。
 - 二 出資者は、原則として事業期間が終了するまでS P Cに対する株式を保有するものとし、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）を行ってはならない。
 - 三 出資者は、甲の事前の書面による承諾を得た上で、その所有に係るS P Cに対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、別紙3記載の誓約書と同様の内容の誓約書を予め甲に提出せしめるものとする。
 - 四 S P Cが、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、株主は、これらの発行を承認する株主総会において、第一号に記載のある議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使するものとする。
 - 五 出資者は、上記誓約の内容を担保するため、出資者間契約を締結し、その内容を証するため、当該出資者間契約の謄本を甲に提出する。第三号の定めるところにより出資者に変更が生じた場合、出資者は、出資者間契約に関して当該新出資者を当事者に含める旨の変更を行い、当該新出資者は出資者間契約の当事者となるものとする。

第7条（事業契約の締結）

- 1 甲及び乙は、提示条件及び本提案に基づき、甲とSPCとの間において可及的速やかな事業契約の締結に向けてそれぞれ最大限の努力をするものとする。
- 2 甲は、入札説明書に添付の事業契約書（案）の文言に関し、乙より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
- 3 甲及びSPCは、平成20年〇月中を目途とし事業契約を締結するものとする。

第8条（準備行為）

- 1 乙はSPCの設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為をなすものとし、甲は必要かつ可能な範囲でSPC設立者に対して協力するものとする。
- 2 SPC設立者は、SPCの設立に際して、それ以前に乙が行った準備行為をSPCに引き継ぐものとする。

第9条（資金調達協力義務）

乙は、本提案に示した資金調達・事業計画提案書に従い、SPCへ出資し、SPCへの出資者を募り、また、SPCによる借入れその他のSPCの資金調達を実現させるために最大限努力するものとする。

第10条（業務の委託等）

乙は、SPCをして、本事業に関する各業務を、別紙4記載の乙及び協力会社にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

第11条（事業契約の不成立）

甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により甲とSPCが事業契約の締結に至らなかったときは、既に甲と乙が本事業の準備に関して支出した費用は、協議のもとで定められた負担割合により各自が負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

第12条（秘密保持）

甲と乙は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。但し、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。

第13条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約に定める本事業の事業期間終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと甲が

判断して代表企業に通知した日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第11条、第12条及び第15条の規定の効力は存続するものとする。

第14条（協議）

本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

第15条（準拠法及び裁判管轄）

本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄はさいたま地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書〇通を作成し、甲並びに乙の代表事業者及び各構成員は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲

住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

国土交通省関東地方整備局長 ○○○○○○

乙

代表企業 住所

氏名

構成員 住所

氏名

構成員 住所

氏名

別紙1 設立時の出資者一覧

S P C の資本金額

S P C が発行する株式の総数

S P C の発行済株式の総数

商号

所在地

出資額

保有する株式の総数

保有する株式の種類

商号

所在地

出資額

保有する株式の総数

保有する株式の種類

別紙2 増資計画書の様式

設立時

S P Cの資本金額

S P Cが発行する株式の総数

S P Cの発行済株式の総数

商号

所在地

出資額

保有する株式の総数

保有する株式の種類

増資時

S P Cの資本金額

S P Cが発行する株式の総数

S P Cの発行済株式の総数

商号

所在地

出資額

保有する株式の総数

保有する株式の種類

別紙3 出資者誓約書の様式

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省関東地方整備局長 殿

出資者誓約書

佐原広域交流拠点 PFI 事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者（以下「甲」という。）及び []（以下「事業者」という。）との間において、本日付けで締結された佐原広域交流拠点 PFI 事業 事業契約（以下「本契約」という。）に関して、出資者である []、[] 及び []（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、甲に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

記

1. 事業者が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日現在における発行済株式総数は [] 株であり、うち [] 株を [] が、 [] 株を [] が、及び [] 株を [] が、それぞれ保有していること。
3. 事業者の本日現在における株主構成は、当社らによって全議決権の 2 分の 1 を超える議決権が保有されており、かつ、当社ら以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とはなっていないこと。
4. 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使すること。
5. 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現しようとすることを目的として、当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、甲の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後連々かに甲に対して提出すること。
6. 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するも

のとし、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、甲の事前の書面による承諾を得て行うこと。

住所
代表取締役 印

住所
代表取締役 印

別紙4 業務の委託又は請負企業一覧

S P C から受託又は請け負う業務内容（設計、監理、建設、維持管理、運営等）

商号または名称

所在地

S P C から受託又は請け負う業務内容（設計、監理、建設、維持管理、運営等）

商号または名称

所在地